

# 福岡県公報

平成二十七年十月六日  
第三千七百三十三号  
増 刊 ①

## 目 次

### 再 掲

○福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

(市町村支援課) …………… 一

### 再 掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県訓令第十一号

本 庁

出 先 機 関

教 育 庁

監査委員事務局

人事委員会事務局

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十月五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成十四年八月福岡県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「指定情報処理機関」を「地方公共団体情報システム機構(以下「機

構」という。)に改め、同条第四号中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に改め、「法第三十条の五第一項」を「法第三十条の六第一項」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に改め、同条第五号とし、同条第七号から同条第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第七号中「指定情報処理機関」を「機構」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
[作成] 〒 812-0016 福岡市博多区博多駅南六丁目 6 番 1 号 株式会社ドミックスコーポレーション (電話 092-431-4061)